

転勤等【特別徴収義務者が変更になる場合】

転勤先で特別徴収を継続する場合は「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で①を選び、新しい事業所名等を記載いただき、転勤先の担当者に月割額等をお伝えください。
 転勤先が不明な場合や、転勤先と連絡が取れない場合は、③普通徴収でお手続きください。

付 受 印 8	市町村民税 道府県民税 森林環境税		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書										整理番号	
	京丹後市長	令和 8 年 10 月 9 日 提出	〒 627-8567	所在地 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地	名称 京丹後株式会社	個人・法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	課係 人事課 給与係	7年度 特別徴収 指定番号	担当者 氏名 京丹後 二郎	8年度 特別徴収 指定番号	宛名番号 12345678	電話番号 0772-69-0000	9999	宛名番号 98765432
給 与 所 得 者	フリガナ キョウタンゴ イチロウ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1月1日以降退職時 までの給与支払額			
氏名	京丹後 一郎	姓	特別徴収税額 (年税額)	例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 9 月分まで	10 月分 5 月分まで	令和 8 年 10 月 1 日	番号を記入 2	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他	番号を記入 1	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	控除社会保険料額			
生年月日	元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 45 年 12 月 1 日	特別徴収税額 (年税額)	269,500 円	90,300 円	179,200 円	10 月 1 日	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入			
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2	特別徴収税額 (年税額)	269,500 円	90,300 円	179,200 円	10 月 1 日	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入			
住所	1月1日 現在 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地	特別徴収税額 (年税額)	269,500 円	90,300 円	179,200 円	10 月 1 日	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入			
住所	異動後 同上	特別徴収税額 (年税額)	269,500 円	90,300 円	179,200 円	10 月 1 日	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入	7.その他の理由 を記入			

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	〒 629-3101	特別徴収指定番号	担当者 氏名 網野 花子	新しい勤務先へは、 月割額 22,400 円 を 10 月分
所在地	京都府京丹後市網野町△△番地	76543210	電話 0772-72-0000	(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	アミノサンギョウカブシキガイシャ	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	受給者番号	納入書の可否
名称	網野産業株式会社	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	番号を記入	番号を記入

未確定の場合は、空欄のままご提出ください。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1 異動年月日が 12月31日 以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が 1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	左記の一括徴収した金額は、	月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------	---	---------------------------	---------------	---------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が 1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が 6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が 1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	旧 特別 徴収 処理 欄	7年度 月分以降の 月割額は	8年度 月分以降の 月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 5.その他	入力者	点検
-------	--	--------------------------	----------------------	----------------------	---	---	-----	----

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L